「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」 開催要綱

(目的)

第1条 リチウムイオン蓄電池の危険物規制について、海外の状況との比較を含めた調査検討を行うことを目的として、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催する。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。
 - (1) リチウムイオン蓄電池を貯蔵し、取扱う施設における危険物規制に関する事項
 - (2) その他リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する事項

(検討会)

- 第3条 検討会の委員は、学識経験者のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、 消防庁危険物保安室長が委嘱する。
- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務 を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

- 第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。
- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則

この要綱は、令和5年6月27日から実施する。